

諮問第103号に対する法制審議会答申（自由刑の単一化 要旨）

懲役及び禁錮を新たな自由刑として単一化し、当該自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする。

検討会の趣旨

新たな自由刑（拘禁刑）は受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を可能とすることを目的とするところ、その実務運用を今後検討するに当たっての参考とするため、外部有識者を招へいし、検討会を開催。

○委員（敬称略、50音順・検討会開催時）
川出 敏裕（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
菊池安希子（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
地域・司法精神医療研究部室長）
小池信太郎（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
津富 宏（静岡県立大学国際関係学部国際関係学科教授）
藤野 京子（早稲田大学文学学術院教授）
水藤 昌彦（山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科教授）

検討会の概要

検討会では、矯正処遇等の運用の在り方について、今後の検討の方向性についての議論を行った（令和4年1月から同年3月にかけて計3回開催）。

【検討の方向性（要旨）】

処遇調査
処遇要領

個々の受刑者の特性を的確に把握するため、処遇調査の内容や方法を見直し、充実させる。

作業・指導
社会復帰支援

作業・指導は、個々の受刑者の資質等を踏まえ、受刑の時期に応じて可能な限りメリハリをつけて実施する。

学力の不足により社会生活に支障のある若年の受刑者や、高齢又は障害により認知機能や身体機能の低下が懸念される受刑者など、特性に応じた個別的な処遇を実施する。

受刑者の特性に応じ、作業を通じて、社会人に求められる基礎的能力（コミュニケーション能力、課題解決能力等）の向上を図る。

改善指導の内容や対象者を整理・充実化するとともに、作業及び社会復帰支援との連動性を高める。

刑執行開始時
・釈放前の指導

受刑者の特性に応じ、刑執行開始時及び釈放前の指導の期間を柔軟に延長し、指導及び社会復帰支援と連動して実施する。

⇒ 御意見（報告書）も踏まえ、実務運用の在り方について更なる検討を進める。